

一般社団法人日本ボクシング連盟 選手選考基準

女子ジュニア・ユース選手の各種選考方法

1. はじめに

この基準は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「この法人」という）選手選考規程第3条および第4条に定める「選手選考基準」に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2. 国内合宿・海外合宿の実施時期・場所、参加メンバーの選考方法

(1)実施時期・場所について

強化委員会が、各種主要大会に向け、時期に応じたトレーニングが実施出来る環境が整った場所を選択し、連盟に要望する。

(2)参加メンバーの選考方法について

合宿の参加メンバーについて、選手は各大会に参加する選手を中心に、全国選抜大会、全日本女子選手権大会の優勝者若しくは、それに準じる者を選考、選出する。スタッフについては、遠征に同行する強化委員及び、合宿参加選手を通常指導しているコーチを中心に選考する。

3. 国際大会派遣時の参加メンバーの選考方法

(1)実施時期・参加大会について

強化委員会が、各種主要大会のスケジュールに合わせ国際大会を選択するとともに、次世代選手が経験を積む大会も選択し連盟に要望する。

(2)参加メンバーの選考方法について

参加メンバーは、主要大会で活躍し得る、全国選抜大会、全日本女子選手権大会の優勝者若しくは、それに準じる者を選考、選出する。スタッフについては、強化委員及び選考された選手を日頃指導している指導者を中心に選考する。

4. それに準じる者

「それに準じる者」については、下記のとおりとする。

(1)全国選抜大会終了時に出場者をランク付けするものとする（ピン級（45Kg）・フライ級（51Kg）・ライト級（60Kg）の3階級）。

<選考対象選手のランク付け>

- | | | |
|----|--------|---------------------------------|
| 1位 | 全国選抜大会 | 2位 |
| 2位 | 全国選抜大会 | 3位（準決勝で優勝者に敗れた者） |
| 3位 | 全国選抜大会 | 3位（準決勝で2位に敗れた者） |
| 4位 | 全国選抜大会 | ベスト8（準々決勝で優勝者に敗れた者） |
| 5位 | 全国選抜大会 | ベスト8（準々決勝で2位に敗れた者） |
| 6位 | 全国選抜大会 | ベスト8（準々決勝で3位〈準決勝で優勝者に敗れた〉に敗れた者） |
| 7位 | 全国選抜大会 | ベスト8（準々決勝で3位〈準決勝で2位に敗れた者〉に敗れた者） |
| 8位 | 全国選抜大会 | 1回戦で優勝者に敗れた者 |

- 9位 全国選抜大会 1回戦で2位に敗れた者
- 10位 全国選抜大会 1回戦で3位（準決勝で優勝者に敗れた者）に敗れた者
- 11位 全国選抜大会 1回戦で3位（準決勝で2位に敗れた者）に敗れた者

(2)全日本女子選手権大会終了時に出場者をランク付けするものとする。

<選考対象選手のランク付け>

- 1位 全日本女子選手権大会 2位
- 2位 全日本女子選手権大会 3位（準決勝で優勝者に敗れた者）
- 3位 全日本女子選手権大会 3位（準決勝で2位に敗れた者）
- 4位 全日本女子選手権大会 ベスト8（準々決勝で優勝者に敗れた者）
- 5位 全日本女子選手権大会 ベスト8（準々決勝で2位に敗れた者）
- 6位 全日本女子選手権大会 ベスト8（準々決勝で3位〈準決勝で優勝者に敗れた〉に敗れた者）
- 7位 全日本女子選手権大会 ベスト8（準々決勝で3位〈準決勝で2位に敗れた者〉に敗れた者）
- 8位 全日本女子選手権大会 2回戦で優勝者に敗れた者
- 9位 全日本女子選手権大会 2回戦で2位に敗れた者
- 10位 全日本女子選手権大会 2回戦で3位（準決勝で優勝者に敗れた者）に敗れた者
- 11位 全日本女子選手権大会 2回戦で3位（準決勝で2位に敗れた者）に敗れた者

(3)以下において、上記(1)(2)の「選考対象選手のランク付け」を「ランキング」という。

(4)このランキングの中から選手を選考、選出する。

(5)全日本女子選手権大会にて優勝者若しくは2位に敗れた選手（上記ランキング2位、3位、4位、5位、8位、9位）は、強化委員会が試合内容を検討、分析し、その結果を考慮した上で、優先して候補者として選考、選出の対象とすることができる。

(6)このランキングに入っていないが、有望な選手については、強化委員会にて候補者として選考、選出することができる。この場合においてはUJ時の成績を加味することができる。

(7)怪我等、諸事情により選考対象当該年度の実績がない選手については、過去の実績（UJ、全国選抜、全日本女子選手権大会等）を考慮し、選考の対象とできる。

5. 基準の改廃

この基準の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この基準は、令和元年5月19日から施行する。